

富岡市エンゼルプラン  
(富岡市児童健全育成計画)  
概要版

にこにこ いきいき

子どもの笑顔あふれるまち

とみおか



平成 14 年 3 月

富 岡 市

## はじめに

現在の日本は、核家族化、女性の就労形態の多様化更には、経済環境や高学歴社会というような状況下、子供や家庭を取り巻く環境はめまぐるしく変化しております。

特に、少子化の進行は、子供の自主性や社会性への影響が懸念されています。

こうした状況の中、行政の役割は21世紀を担う子供たちが「生き生きと育ち」また「子育てに喜びを感じられる社会」を目指すことが大きな課題と痛感しております。

そこで、このたび、子供たちが健やかに育ち、誰もが安心して子供を生み育てられる心豊かな環境づくりを市全体で進めるため「にこにこ いきいき 子供の笑顔あふれるまち とみおか」(富岡市エンゼルプラン)を策定しました。



平成14年3月

富岡市長 今井 清二郎

## 計画の目的

本市に住む子どもたちがいきいきと育ち、保護者も安心して子育てができる社会づくりをめざし、長期的展望に立った体系的な施策の方向を明らかにするとともに、子どもと子育て家庭に対する支援を社会全体で積極的に推進するために策定するものです。

## 計画の位置づけ

- 1 この計画は、子どもの成長と子育て家庭への支援施策を総合的に進めるための基本的指針となるものです。
- 2 この計画は、家庭における子育てを基本とし、行政、企業・職場、学校、地域団体など、社会全体で子育て支援に取り組むための方向性を示しています。
- 3 この計画は、富岡市総合計画や富岡市母子保健計画などとのつながりを持たせていません。また、群馬県子育て支援総合計画や国のエンゼルプランとも関連を図っています。

## 計画の期間

この計画の期間は、平成14年度(2002年)から平成18年度(2006年)までの5か年としますが、社会的動向などを考慮しながら、必要に応じて見直すこととします。

## 計画の対象

この計画の対象は、妊婦及び0歳から9歳（小学校3年生）までの子どもをもつ家庭とします。このように計画の中では小学校低学年以下を対象とした施策が中心となりますが、内容により対象年齢を限定できない施策については、広く18歳未満のすべての子どもを視野に入れ、柔軟に対応することとします。

## 基本理念

### にこにこ いきいき 子どもの笑顔あふれるまち とみおか

この計画は、あすの富岡、未来の日本を担う子どもたちのための計画です。家族や地域の人達の愛に生まれ、富岡の豊かな自然や伝統・文化に恵まれた子どもたちが、限りない未来へ羽ばたくことを支援するものです。

すべての子どもたちが、にこにこ・いきいき育つよう、活力に満ちた楽しい子育てのまち富岡をめざします。

## 基本目標

「にこにこ いきいき 子どもの笑顔あふれるまち とみおか」の実現のために、4つの基本目標を設定し、計画の推進を図ります。

**基本目標 1 安心して子育てができるまち**

**基本目標 2 子育てにやさしいまち**

**基本目標 3 仕事と子育てが両立できるまち**

**基本目標 4 子どもの自立を支援するまち**

# 計画の目標と施策体系

## 基本目標 1

### 安心して子育てができるまち

結婚・妊娠・出産・育児にいたる一貫した母子保健の充実をめざし、多様な保健サービスを提供すると共に、関係機関や住民組織との連携を図りながら、きめ細かな対応や支援を行うことにより、安心して子どもを産み育てることができるまちづくりを進めます。

#### (1) 子どもを安心して産み育てるための支援

- ・妊産婦等に対する保健・医療の充実
- ・乳幼児に対する保健・医療の充実
- ・障害児に対する療育体制の整備

#### (2) 子育て家庭への支援体制の充実

- ・子育ての仲間づくりの支援
- ・一時的な保育の利用促進
- ・子どもと家庭についての意識啓発
- ・相談・情報提供の充実

#### (3) 親と子のきずなづくりの推進

- ・子どもの心を伸ばす事業の推進
- ・親と子がふれあえる施設の充実
- ・人材の育成と研修の充実



## 基本目標 2

### 子育てにやさしいまち

家族は、社会の中で最も基本的な集団であり、子どもは家族関係をとおして社会生活に必要な多くのことを学びながら成長します。子どもや家庭の問題を単に個々の家庭の問題としてだけでなく、市民・社会全体の問題としてとらえ、子どもや子育てに配慮したまちづくりを進めます。

#### (1) 子育て家庭等への経済的支援

- ・各種手当での支給
- ・負担軽減等の充実

#### (2) ひとり親家庭等への支援

- ・ひとり親家庭等に対する支援

#### (3) 育てやすい生活環境の整備

- ・子育てに配慮した施設の整備
- ・道路環境の整備
- ・安全なまちづくりの推進



### 基本目標 3 仕事と子育てが両立できるまち

女性が仕事を続けながら子育てをするために必要な保育サービスを多様な形で提供するとともに、児童の健全育成と就労支援の観点から学童保育などの放課後児童対策についても推進を図ります。

さらに、職場や企業が、仕事と子育ての両立を応援するまち、家庭においても男女が共同して子育てするまちの実現をめざします。

#### (1) 多様な保育サービスの提供

- ・多様な保育事業の推進
- ・学童保育の推進

#### (2) 男女共同参画の推進

- ・性別役割分担見直しの啓発
- ・事業所における子育て支援制度等の整備・啓発

### 基本目標 4 子どもの自立を支援するまち

子どもが健康に成長し、様々な体験をとおして健やかに遊び、学ぶ機会を確保します。また、子どもの権利を尊重し、全ての子どもの自立を支援するまちづくりを進めます。

#### (1) 子どもが遊べる環境づくり

- ・多様な体験活動の充実
- ・遊び場環境の整備

#### (2) 子どもがまなべる環境づくり

- ・就学前教育の充実
- ・学校教育の充実

#### (3) 子どもがはつらつと生活できる環境づくり

- ・子どもの相談体制の確立
- ・子どもの権利についての啓発促進



# 計画推進の考え方

## 1. 保育事業等の目標

国の緊急保育対策に該当する事業について、本市における現状と市民のニーズを踏まえ、具体的目標を設定しました。

(単位：カ所)

事業名	基本方向等	現況 (平成13年度)	目標	
			(平成16年度)	(平成18年度)
保育所整備	要保育児童全員入所	全員入所	全員入所	全員入所
低年齢時保育 (0~2歳)	要保育児童全員入所	全員入所	全員入所	全員入所
延長保育	開所時間 11 時間以上	10	12	全14
休日保育	実施保育所の充実	1	1	1
障害児保育	受け入れ体制の整備	9	11	全14
一時保育	緊急保育・私的理由 による保育等の充実	13	全14	全14
乳幼児健康支援 デイサービス	病気回復期児童を 医療機関等で保育	0	0	1
多機能化保育所	乳幼児保育や育児サ ークル支援のための 保育所施設整備	0	1	2
地域子育て支援 センター	育児相談・育児サークル 支援(保育所等へ併設)	3	4	4
育児ファミリーサポ ートセンター	育児の援助等、地域 住民相互の活動	0	0	1
放課後児童クラブ (学童保育事業)	小学校児童の健全育成	6	7	8
児童館整備	児童の健全育成支援	0	0	1

## 2. 地域における子育て支援体制の整備

### 拠点の整備

児童館や育児ファミリーサポートセンターの設置に努めるとともに、保健センター、生涯学習センター、子育て支援センターなどの利用促進を図り、地域における子育て支援の拠点となるよう、相談や情報提供などの機能の充実と施設間の連携を強化し、総合的な子育て支援体制を構築します。

### 子育て支援組織の育成

育児サークルやボランティアの活動場所を確保できるよう、各種既存施設の活用をすすめるとともに、育児サークル同士のネットワークづくりを支援します。

また、PTAやスポーツ少年団、子ども会などをはじめ、子育てに関わる各関係機関・団体間の情報交換およびネットワーク形成を支援します。

### 啓発・研修体制の充実

啓発・研修体制を充実するために、次のことについて推進します。

- (1) 啓発事業の推進
- (2) 人材の育成
- (3) 研修の充実



## 3. 推進体制

### 庁内の推進体制の整備

この計画を着実に推進するため、庁内の関係各課(所)からなる「(仮称)エンゼルプラン庁内委員会」を設置します。



### 人材の確保

保育所(園)における保育士などの人材の育成・確保をはじめ、保健センターの保健師、療育施設の指導員の育成・確保を進めます。

さらに、教員に対して各種の研修会や情報交換の機会の充実により資質の向上を図るとともに、生徒指導主事、養護教諭等教育相談・指導などに関わる人材の確保に努めます。

### 関係機関との連携

地域全体で子育てを支援する体制を構築するために、子育て支援に関わる関係各機関と子育て支援連絡会の開催などをおして日常的な情報交換を図りつつ、連携を強化します。

また、家事や子育てをしながら就業しやすい地域社会づくりに向けて、市内事業所とも連携しながら計画を推進していきます。

## 4. 市民との協働体制

市広報や子育て情報誌などを活用して、市民への子育て情報の提供を図るとともに、市

民一人ひとりが子どもや子育てへの関心を持ち、地域社会の中で積極的に子育てに参画できる機会をつくります。また、市民が計画の推進に参画できる体制の整備を図ります。

## 子どもの権利条約

### 児童の権利に関する条約の主な内容

1. 18歳未満のすべての子どもを対象とします。
2. 子どもが人種、性、出身などで差別されてはいけません。
3. 子どもの成長のために何が最も大切かを考慮しましょう。
4. 両親は子どもを守り、指導する責任があります。
5. 両親の意志に反して子どもを両親から引き離してはいけません。
6. 子どもが、自分のことについて自由に意見を述べ、自分を自由に表現し、自由に集いを持つことが認められるべきです。しかし、そのためには、子どもも、ほかのみんなのことをよく考え、道徳を守っていくことが必要です。
7. 子どもは暴力や虐待（むごい扱い）といった、不当な扱いから守られるべきです。
8. 家庭を失ったり、難民となった子どもに保護と援助が与えられるべきです。
9. からだなどが不自由な子どもには特別の養護が与えられるべきです。
10. 子どもの健康を守るための医療サービスが与えられるべきです。
11. 子どもは教育を受けることが認められるべきです。
12. 子どもには遊びやレクリエーションを行い、文化・芸術活動に参加することが認められるべきです。
13. 子どもが法律に反して自由を奪われたり、正しい裁判なしに罪を犯したと認められることがあってはなりません。

にこにこいきいき  
子どもの笑顔あふれるまち  
とみおか

平成14年3月発行

富岡市児童健全育成計画（概要版）

富岡市（富岡市保健福祉部福祉課）

〒370-2392 富岡市富岡 1460 番地 1

Tel: 0274-62-1511 Fax: 0274-64-1294